

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成24年 6月26日
照会部署名 静岡年金事務所厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター (課長) 田中 貴
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 鈴木

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2012-001	本部受付番号 No. 2012-44
-------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

労働保険事務組合の新規適用時の取扱いについて

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

健保/厚年適用関係業務取扱要領 P-30 健保/厚年 新規適用届
業務処理マニュアル厚年/健保適用 I-1-1 健保・厚年 新規適用届
厚年適用調査実務研修資料 会社関係法 P-3 2. (3) 権利能力なき社団

(内容)

法人格を持たない労働保険事務組合のような事業所の新規適用時の取扱いはどの様に行えば良いでしょうか。

通常、法人格を持たないが、実質的には法人と変わらない団体を「権利能力なき社団」と呼ぶようですが、関連性を含めて、以下の観点から回答をお願いします。

- (1) 「権利能力なき社団」は、強制適用事業所になるのか？
- (2) 労働保険事務組合は、「権利能力なき社団」に該当するのか？
- (3) 具体的にどのような確認により、「権利能力なき社団」と判断するのか？

(ブロック本部回答)

いわゆる権利能力なき社団が5人未満の従業員を使用している場合は、強制適用事業所になりません。

強制適用事業所は、厚生年金保険法第6条第1項及び健康保険法第3条第3項において規定されているとおり、常時5人以上の従業員を使用する適用業種の事業を行う事業所、及び常時従業員を使用する法人の事業所をいいます。

この法人について、民法第33条第1項において、「法人は、この法律その他の法律の規定によらなければ、成立しない。」と規定されています。

一方、権利能力なき社団とは、「法人に非ざる社団」(最高裁昭和39年10月15日第小法廷判決・民集18巻8号1671号)であることから、法人ではありません。

したがって、権利能力なき社団のうち、5人未満の事業所及び非適用業種の事業を行う事業所については、任意適用事業所になります。

また、厚生年金保険法第9条及び健康保険法第3条第1項において、被保険者とは、「適用事業所に使用される者」と規定されています。

被保険者は、法人事業所の場合は法人事業所に、個人事業所の場合は個人事業主に使用されることから、適用事業所名としての登録は、被保険者を使用するもの、すなわち、法人事業所名又は個人事業所名(個人事業主名を含む)を登録することとされているものと思料します。

以上のことから、権利能力なき社団についても被保険者を使用するものの名前が適用事業所名と登録するものと思料します。

なお、権利能力なき社団の成立要件は、「団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、その構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している」(最高裁昭和39年10月15日第小法廷判決・民集18巻8号1671号)こととされていますが、この要件に該当するかどうかの判断は、法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等に該当するとして税務署に届出がされている場合を除き、画一的に証明できるものが存在しないことから、個々具体的に判断するものと思料します。

しかしながら、諸規程等において明らかにされていることが確認できないため、機構本部へ照会いたします。

回答日(又は本部への照会日) 平成24年7月4日

回答部署名 中部ブロック本部 適用・徴収支援部

厚生年金適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター(厚生年金適用支援G長) 匂坂 憲治

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

田口

(本部回答)

「権利能力なき社団」は、法人格を有していないため、常時5人以上の従業員を使用している場合を除き、強制適用事業所には該当しません。

次に、労働保険事務組合が「権利能力なき社団」に該当するか否かになりますが、こちらは、組織の外形や名称のみによって判断することはできませんので、注意が必要となります。(法人格を有している労働保険事務組合もあります)。

具体的な要件としては、団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、その構成員の変更にかかわらず、団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理団体としての主要な点が確定していることが過去の最高裁判例で示されています。

また、「権利能力なき社団」を判断するに当たり、最もわかりやすい一例として、税法上の「人格のない社団等」というものがあります。納税証明書等により確認してください。

なお、「権利能力なき社団」に勤務する従業員の扱いについては、昭和24年7月28日保発第74号通知「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」に基づき、通常の任意適用事業所とは異なり、代表者を含む従業員すべてを被保険者として適用することとなります。

以上のことから、この場合における社会保険オンラインシステムへの収録方法については、以下のとおりです。

事業所名 ○○○○ (代表者名は登録せず)

適用区分 任意

回答日 平成24年 9月20日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一般) 上仁武
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

岡村

(回答提供先)

○					○
機構 LAN 掲載	相談 センター	社労士会	健保 協会	年金局	HP 掲載